

**令和5年度実地指導結果**  
**サービス種別：就労継続支援B型**

| 申請者名                   | 所在地         | 事業所名                | 実地指導日    | 文書による指導の内容                                                                                                                                                                                                                    | 指導に対する<br>是正状況 | 備 考 |
|------------------------|-------------|---------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|
| 特定非営利活動法人<br>うーたん      | 南国市         | 就労支援事業所からふる         | R5.7.5   | 個別支援計画について、作成日及び利用者への説明、同意の日がサービス提供開始後の日付である事例（個別支援計画が作成されていない期間がある事例）が認められた。<br>作成された個別支援計画に基づき指定障害福祉サービスを適切に提供することから、指定障害福祉サービス利用開始前に、サービス管理責任者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。                            | 改善済            |     |
| 一般社団法人<br>こうち絆<br>ファーム | 安芸市         | 多機能型事業所TEAM<br>あき   | R5.8.23  | なし                                                                                                                                                                                                                            |                |     |
| 社会福祉法人<br>あゆみ福祉会       | 四万十市        | あゆみ共同作業所            | R5.10.6  | なし                                                                                                                                                                                                                            |                |     |
| 社会福祉法人<br>高知西南福祉協会     | 宿毛市         | ワークセンターすくも          | R5.10.30 | なし                                                                                                                                                                                                                            |                |     |
| 株式会社太陽                 | 高岡郡<br>佐川町  | ほほえみ                | R5.11.9  | なし                                                                                                                                                                                                                            |                |     |
| 有限会社西宮<br>物産           | 高岡郡<br>四万十町 | 就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫 | R6.1.19  | 指定就労継続支援B型について、指定就労継続支援A型の事業との区分が不十分であるため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を利用者に工賃として支払っていることが確認できないことが認められた。<br>指定就労継続支援B型の事業の経理及び会計について、その他の事業と区分するとともに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を利用者に工賃として支払うこと。 |                |     |
|                        |             |                     |          | 指定就労継続支援について、身体拘束等の適正化のために必要な措置である、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底、身体拘束等の適正化のための指針の整備並びに従業者に対する研修の定期的な実施がされていないことが認められた。<br>身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講じること。                                                       | 改善済            |     |
|                        |             |                     |          | 指定就労継続支援について、身体拘束等の適正化のために必要な措置が講じられていないことが認められた。<br>速やかに県知事に改善計画を提出するとともに、過誤請求など必要な措置を講じること。                                                                                                                                 | 改善済            |     |
|                        |             |                     |          | 指定就労継続支援及び指定就労定着支援に係る虐待の防止について、令和4年度から義務づけられた虐待の発生又はその再発防止を図るための措置である虐待防止委員会が開催されていないことが認められた。<br>虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。                                                                                | 改善済            |     |
|                        |             |                     |          | 指定就労継続支援に係る食事提供体制加算について、利用者に食事を提供していない日にもかかわらず、当該加算を請求している事例が認められた。<br>自主精査のうえ返還等の措置を講じること。                                                                                                                                   | 改善済            |     |